

1 2 月 例 会 資 料

令和2年12月23日
保 険 研 究 委 員 会

<留意事項>

(1) 歯科疾患管理料の長期管理加算について

長期管理加算は、歯科疾患の重症化予防に資する長期にわたる継続的な口腔管理等を評価したものをいう。当該加算を初めて算定する場合にあつては、当該患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえ、今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項を患者等に説明し、診療録には説明した内容の要点を記載する。

<報告事項>

□新型コロナウイルス感染症に伴う医療保険制度の対応について

1. 6歳未満の小児への外来診療等に対する評価

(令和2年12月15日～令和3年9月30日)

保険医療機関において、6歳未満の乳幼児に対して、小児の外来診療等において 特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、歯科点数表の「A000 初診料」又は「A002 再診料」を算定する場合、現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて、「A000 初診料」注5に規定する「乳幼児加算」に相当する点数、「A002 再診料」注3に規定する「乳幼児加算」に相当する点数及び「A002 再診料」注8に 規定する「再診時歯科外来診療環境体制加算2」に相当する点数を合算した点数 (55点) をさらに算定できることとする。

請求方法

① レセコン使用している医療機関

バージョンアップが間に合わない場合、上記の3項目を強制入力の上請求する。

② 手書きレセプトの場合

全体の「その他」欄に「新型コロナ特例55点×(回数)」と記載の上請求する。

* 「初診」、「再診」欄の乳幼児加算の項目に55点を足して、「摘要」欄に「新型コロナ特例」と記載の上、請求するなどでも差し支えない。

また、その他の取り扱いについては別添を参照して下さい。

2. 各医療機関等における感染症対策に係る評価（令和3年4月～令和3年9月末）

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第4版

<https://www.mhlw.go.jp/content/000702064.pdf>」等を参考に、

- ・全ての患者の診療において、状況に応じて必要な个人防护具を着用した上で、感染防止に十分配慮して患者への対応を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員研修を行う。
- ・病室や施設等に運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行う。

以上の感染予防策を講じることについて、外来診療、入院診療等の際に以下の点数に相当する加算等を算定できることとする。

- ・初診・再診等について、1回あたり5点
- ・入院については、入院料によらず、1日当たり10点
- ・新型コロナウイルス陽性患者への歯科治療を延期が困難で実施した場合については、298点を加算できる

□オンライン資格確認についての現状について

- ・令和2年12月25日までにキャンセルする場合無料だが、過ぎるとキャンセル料（顔認証付きカードリーダーの代金）が発生する。
- ・令和3年3月31日までに顔認証付きカードリーダーの申し込みを行えば、オンライン資格確認の導入における補助金上限額が32.1万円→42.9万円となる。
- ・オンライン資格確認システムの導入・設置に係る補助金の対象期限は、これまで通り令和5年3月31日である。
- ・補助金の申請期限についても、これまで通り設置完了後、令和5年6月30日までであり、まとめて1回の申請となる。
- ・使用回線はNTT東日本のみで、特に回線種別が「フレッツ光ネクスト」であれば、オンライン資格確認、オンライン請求全てに対応している。
- ・NTT東日本と回線契約されている方を対象に、回線・機器・設置設定等を包括した「オンライン資格確認スタートパック」が用意されている。

詳しくは県歯からの郵送資料をご確認下さい。

□疑義解釈（別添2参照）

<連絡事項>

□令和2年12月レセプトチェック勉強会は開催されません。

質問のある方は、保険研究委員会委員の先生にお尋ね下さい。

問1 1について、小児の外来診療等において「特に必要な感染予防策」とは、どのようなものか。

(答) 「小児の外来診療における新型コロナウイルス感染症 2019 (COVID-19) 診療指針・第1版 (小児 COVID-19 合同学会ワーキンググループ)」を参考に、小児の外来における院内感染防止等に留意した対応を行うこと。

(院内感染防止等に留意した対応の例)

- ・ COVID-19 に特徴的な症状はなく、小児では出現しても訴えとして現れることが期待できないことから、一人の患者ごとに手指消毒を実施すること。
- ・ 流行状況を踏まえ、家庭内・保育所内等に感染徴候のある人がいたか、いなかったのかを確実に把握すること。
- ・ 環境消毒については、手指の高頻度接触面と言われるドアノブ・手すり・椅子・スイッチ・タッチパネル・マウス・キーボードなどは定期的に 70～95% アルコールか 0.05% 次亜塩素酸ナトリウムを用いて清拭消毒し、特に小児が触れる可能性が高い場所は重点的に行うこと。

問2 1について、小児の外来診療において特に必要な感染予防策を講じて診療等を行う保険医療機関等において、6歳未満の乳幼児に対して、「新型コロナウイルスの感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)及び「歯科診療における新型コロナウイルスの感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月24日厚生労働省医政局歯科保健課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)に基づき、電話や情報通信機器を用いた診療又は服薬指導を実施した場合、どのような取扱いとなるか。

(答) 1については、小児の外来における診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で実施された診療等を評価するものであるため、電話や情報通信機器を用いた診療又は服薬指導を実施した場合は、算定できない。

問3 2について、「新型コロナウイルス感染症から回復した」とあるが、転院先医療機関においては、例えば、再発等がなく、傷病名として「新型コロナウイルス感染症」として記載されない場合であっても、二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数(750点)は算定できるか。

(答) 算定できる。なお、その場合、新型コロナウイルス感染症から回復した患者である旨、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(別添 2)

歯科診療報酬点数表関係

【歯周病重症化予防治療】

問 1 混合歯列期の患者について、区分番号「D 0 0 2」に掲げる歯周病検査の「1 歯周基本検査」又は「2 歯周精密検査」の結果を踏まえて、区分番号「I 0 1 1－2－3」に掲げる歯周病重症化予防治療を行った場合、どのような算定となるのか。

(答) 区分番号「D 0 0 2」に掲げる歯周病検査の永久歯の歯数に応じた歯周病重症化予防治療の各区分により算定する。

問 2 区分番号「I 0 1 1－2－3」に掲げる歯周病重症化予防治療において、後継永久歯がない乳歯の取扱い如何。

(答) 後継永久歯が欠如している場合のみ、歯数に含まれる。